三　賃金日額が四千六百四十円以上の場合　イに掲げる額からロに掲げる額を減じて得た額（ただし、当該額が五千八百二十円を超えるときは、その額とする。）
イ　賃金日額に百分の八十を乗じて得た額
ロ　賃金日額に(i)に掲げる率に(ii)に掲げる率を乗じて得た率を乗じて得た額
(i)　百分の三十
(ii)　賃金日額から四千六百四十円を減じた額（ただし、当該額が七千百円を超えるときは、その額とする。）を七千百円で除して得た率

○国土交通省告示第八百四十五号

船員となろうとする者に関する国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法施行規則（昭和五十二年運輸省令第三十九号）第十一条第二項の規定に基づき、国土交通大臣が定める算定方法を次のように定め、平成二十四年八月一日から適用し、船員となろうとする者に関する国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法施行規則の規定に基づき、国土交通大臣が定める算定方法を定める件（平成二十三年国土交通省告示第八百六号）は、平成二十四年七月三十一日限り廃止する。ただし、同日以前に係る訓練待期手当及び就職促進手当の日額の算定については、なお従前の例による。

平成二十四年七月三十一日　国土交通大臣　羽田雄一郎

船員となろうとする者に関する国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法施行規則（昭和五十二年運輸省令第三十九号）第十一条第二項に基づき国土交通大臣が定める算定方法は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額をもって同項に規定する算定額とする方法とする。

一　同項の規定により算定された賃金日額（以下単に「賃金日額」という。）が二千三百二十円に百分の八十を乗じて得た額
二　賃金日額が二千三百二十円以上四千六百四十円未満の場合　賃金日額に百分の八十を乗じて得た額
三　賃金日額が四千六百四十円以上の場合　イに掲げる額からロに掲げる額を減じて得た額（ただし、当該額が七千百円を超えるときは、その額とする。）
イ　賃金日額に百分の八十を乗じて得た額
ロ　賃金日額に(i)に掲げる率に(ii)に掲げる率を乗じて得た率を乗じて得た額
(i)　百分の三十
(ii)　賃金日額から四千六百四十円を減じた額（ただし、当該額が七千百円を超えるときは、その額とする。）を七千百円で除して得た率

○国土交通省告示第八百四十六号

船員の雇用の促進に関する特別措置法施行規則（平成二年運輸省令第二十六号）第七条第二項の規定に基づき、国土交通大臣が定める算定方法を次のように定め、平成二十四年八月一日から適用し、船員の雇用の促進に関する特別措置法施行規則の規定に基づき、国土交通大臣が定める算定方法を定める件（平成二十三年国土交通省告示第八百七号）は、平成二十四年七月三十一日限り廃止する。ただし、同日以前に係る訓練待期手当及び就職促進手当の日額の算定については、なお従前の例による。

平成二十四年七月三十一日　国土交通大臣　羽田雄一郎

船員の雇用の促進に関する特別措置法施行規則（平成二年運輸省令第二十六号）第七条第二項に基づき国土交通大臣が定める算定方法は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額をもって同項に規定する算定額とする方法とする。

一　同項の規定により算定された賃金日額（以下単に「賃金日額」という。）が二千三百二十円に百分の八十を乗じて得た額
二　賃金日額が二千三百二十円以上四千六百四十円未満の場合　賃金日額に百分の八十を乗じて得た額
三　賃金日額が四千六百四十円以上の場合　イに掲げる額からロに掲げる額を減じて得た額（ただし、当該額が七千百円を超えるときは、その額とする。）
イ　賃金日額に百分の八十を乗じて得た額
ロ　賃金日額に(i)に掲げる率に(ii)に掲げる率を乗じて得た率を乗じて得た額
(i)　百分の三十
(ii)　賃金日額から四千六百四十円を減じた額（ただし、当該額が七千百円を超えるときは、その額とする。）を七千百円で除して得た率

○国土交通省告示第八百四十七号

船員となろうとする者に関する本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等離職者の再就職の促進に関する省令（昭和五十六年運輸省令第四十九号）第九条第二項の規定に基づき、国土交通大臣が定める算定方法を次のように定め、平成二十四年八月一日から適用し、船員となろうとする者に関する本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等離職者の再就職の促進に関する省令の規定に基づき、国土交通大臣が定める算定方法を定める件（平成二十三年国土交通省告示第八百八号）は、平成二十四年七月三十一日限り廃止する。ただし、同日以前に係る訓練待期手当及び就職促進手当の日額の算定については、なお従前の例による。

平成二十四年七月三十一日　国土交通大臣　羽田雄一郎

船員となろうとする者に関する本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等離職者の再就職の促進に関する省令（昭和五十六年運輸省令第四十九号）第九条第二項に基づき国土交通大臣が定める算定方法は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額をもって同項に規定する算定額とする方法とする。

一　同項の規定により算定された賃金日額（以下単に「賃金日額」という。）が二千三百二十円に百分の八十を乗じて得た額
二　賃金日額が二千三百二十円以上四千六百四十円未満の場合　賃金日額に百分の八十を乗じて得た額
三　賃金日額が四千六百四十円以上の場合　イに掲げる額からロに掲げる額を減じて得た額（ただし、当該額が五千八百二十円を超えるときは、その額とする。）
イ　賃金日額に百分の八十を乗じて得た額
ロ　賃金日額に(i)に掲げる率に(ii)に掲げる率を乗じて得た率を乗じて得た額
(i)　百分の三十
(ii)　賃金日額から四千六百四十円を減じた額（ただし、当該額が七千百円を超えるときは、その額とする。）を七千百円で除して得た率

○国土交通省告示第八百四十八号

漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法第十三条第一項の職業転換給付金の支給基準に関する省令（昭和五十一年運輸省令第二十五号）第十条第二項の規定に基づき、就職促進手当の日額の算定に当たり、収入の一日分に相当する額から控除する額（以下「控除額」という。）を千二百九十六円とし、平成二十四年八月一日以後に自己の労働によって収入を得た場合について適用し、漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法第十三条第一項の職業転換給付金の支給基準に関する省令の規定に基づき、就職促進手当の日額の算定に当たり、収入の一日分に相当する額から控除する額を定める件（平成二十三年国土交通省告示第八百九号）は、平成二十四年七月三十一日限り廃止する。ただし、同日以前に係る控除額については、なお従前の例による。

平成二十四年七月三十一日　国土交通大臣　羽田雄一郎

○国土交通省告示第八百四十九号

船員となろうとする者に関する国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法施行規則（昭和五十二年運輸省令第三十九号）第十八条第二項の規定に基づき、訓練待期手当又は就職促進手当の日額の算定に当たり、収入の一日分に相当する額から控除する額（以下「控除額」という。）を千二百九十六円とし、平成二十四年八月一日以後に自己の労働によって収入を得た場合について適用し、船員となろうとする者に関する国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法施行規則の規定に基づき、訓練待期手当又は就職促進手当の日額の算定に当たり、収入の一日分に相当する額から控除する額を定める件（平成二十三年国土交通省告示第八百十号）は、平成二十四年七月三十一日限り廃止する。ただし、同日以前に係る控除額については、なお従前の例による。

平成二十四年七月三十一日　国土交通大臣　羽田雄一郎